

都立児童相談所の新設について

1 経緯

令和6年11月の「すみだ保健子育て総合センター」開設以来、施設内に設置された東京都江東児童相談所サテライトオフィスとの連携を通じて、情報共有の迅速化、専門性を生かした困難事案へのアドバイス、合同での面接や家庭訪問の実施など、都区の連携による児童相談体制の構築を図ってきた。この連携をさらに強化しながら、児童虐待等の未然防止及び予防的支援により力を入れていくためには、常に都区双方が互いの専門性を発揮し、迅速な対応ができる体制の構築が重要であることから、保健所・教育分野等の区関連部署と、都立児童相談所との協同による、子どもたちへの切れ目ない支援、組織・分野を横断した予防的支援が実施可能な児童相談体制の実現が求められる。

そのため、令和7年9月10日に「すみだ保健子育て総合センター」施設内に都立児童相談所を設置することについて、都知事あてに要望を行い、同月24日に令和9年度を目指して、「すみだ保健子育て総合センター」内に都立児童相談所を新設することについて、墨田区と検討を進めるとの回答を受けた。

- ・R6.11.5 すみだ保健子育て総合センターを開設した。
子育て支援総合センターの移転と同時に東京都江東児童相談所サテライトオフィスを施設内に設置し、都区児童相談共同運営モデル事業を開始した。
- ・R7.8.1 東京都江東児童相談所サテライトオフィスの一部で24時間体制の運用を開始した。
- ・R7.9.10 区長から都知事あてに都立児童相談所を区内に設置することの要望書を提出した。
- ・R7.9.24 都知事から区長あてに、墨田区と台東区を管轄する児童相談所を墨田区内に新設することについて、検討を進める旨の回答を受けた。

2 本区の基本方針

(1) 施設整備

- ア 令和9年度を目指して、「すみだ保健子育て総合センター」内に都立児童相談所を開設する。
- イ 改修工事中、子育て支援総合センター及び東京都江東児童相談所サテライトオフィスは、施設内の別の場所に移転し、事業を継続する。
- ウ 開設及び開設後の施設運用にかかる役割分担及び費用負担は、都区間で協定等を締結して定める。

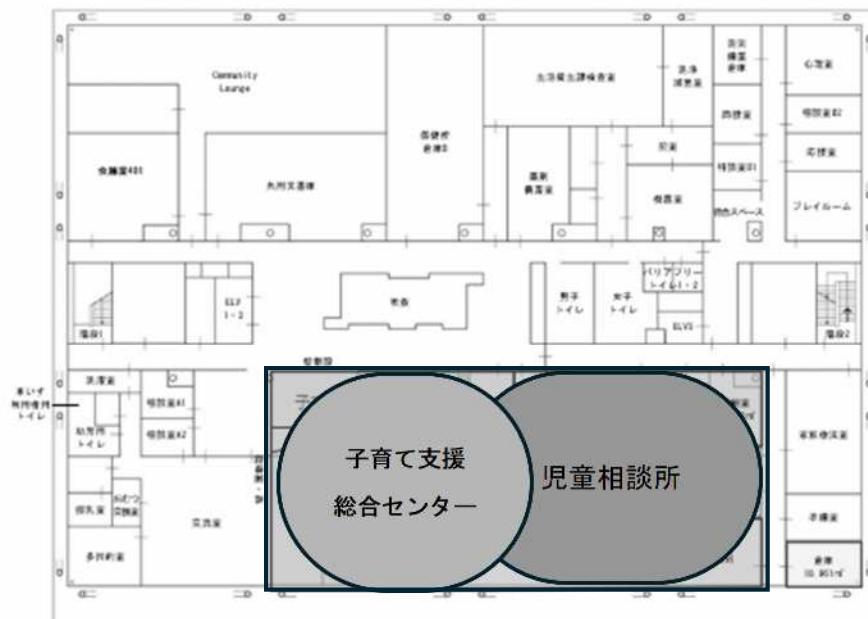
(2) 連携体制の強化等

- ア 子育て支援総合センター、保健所及び教育センターが併設する施設内に都立児童相談所が加わることで、多機関多職種連携による支援体制が一層強化される。
- イ 都区双方の専門性を生かした迅速な対応が可能となる。
- ウ 区民にとって身近な場所で各種相談等を行えるようになり、利便性が向上する。

3 スケジュール案（予定）

- 令和8年1月から 改修工事実施設計
- 令和9年1月から 改修工事
- 令和9年度中 都立児童相談所開設

4 改修案



4 階